



2020年10月20日

各 位

会社名 株式会社ビックカメラ  
代表者名 代表取締役社長 木村 一義  
(コード番号：3048 東証一部)  
問合せ先 取締役経理財務本部長 安部 徹  
TEL 03-3987-8785

## 監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年11月19日開催予定の第40期定時株主総会での承認を条件として、監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定し、これに伴い、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することの決議をいたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会の設置により、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、職務執行に対する監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、より透明性の高い経営と迅速な意思決定の実現を目的としております。

##### (2) 移行の時期

2020年11月19日開催予定の第40期定時株主総会において、移行に必要な定款の一部変更について承認をいただき、同定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の目的

- ① 監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除。
- ② 社外取締役および監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定への変更。

(2) 変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2020年11月19日

定款変更の効力発生日 2020年11月19日

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は20名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、20名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>及び監査等委員である取締役は、<u>それぞれ区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>④ <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) から選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>③ <u>前2項の規定に係わらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款 (新設)	変更案
<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合において、当該提案につき、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p><u>第27条</u> (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第29条</u> (条文省略)</p>	<p>(重要な業務執行の委任)</p> <p><u>第25条</u> <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合において、当該提案につき、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p><u>第28条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第29条</u> 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第30条</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p><u>第30条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p><u>第31条</u> 当社は、<u>監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p><u>第32条</u> <u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第33条</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第34条</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第35条</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役をその決議によって選定する。</u></p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p><u>第31条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p><u>第32条</u> 当社は、<u>監査等委員会を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第33条</u> <u>監査等委員会は、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員をその決議によって選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p><u>第36条</u> <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p><u>第37条</u> <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p><u>第38条</u> <u>監査役会</u>の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した<u>監査役</u>は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p><u>第39条</u> <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(<u>報酬等</u>)</p> <p><u>第40条</u> <u>監査役</u>の報酬等は、<u>株主総会</u>の決議によって定める。</p> <p>(<u>監査役</u>の責任免除)</p> <p><u>第41条</u> 当社は、<u>会社法</u>第426条第1項の規定により、<u>取締役会</u>の決議によって、<u>同法</u>第423条第1項の<u>その任務を怠った監査役</u>（<u>監査役であったものを含む。</u>）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p><u>第34条</u> <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p><u>第35条</u> <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員</u>の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p><u>第36条</u> <u>監査等委員会</u>の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した<u>監査等委員</u>は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p><u>第37条</u> <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第42条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第43条～第45条</u> (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第46条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>第47条～第49条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第38条～第40条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第41条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>第42条～第44条</u> (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の実任免除等の経過措置)</u></p> <p><u>令和2年11月開催の第40期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款の定めによる。</u></p>